

特定非営利活動法人小杉駅周辺エリアマネジメント役員候補者募集要項

◇ 設立の目的・事業について

特定非営利活動法人小杉駅周辺エリアマネジメントは、小杉駅周辺地域の住民を対象に、まちづくり等に関する事業を行い、広く公益に寄与することを目的として設立されました。

この目的を達成するために、主に(1)まちづくりの推進を図る活動、(2)地域安全活動、(3)経済活動の活性化を図る活動、のいずれかの活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動（これを「特定非営利活動」といいます。）を行います。具体的には①まちづくりにおける都市環境の維持・保全に関する事業、②まちづくりにおけるコミュニティ形成、育成に関する事業、③まちづくりにおける地域の安全に関する事業、④生活情報・サービスの提供に関する事業、⑤地域の商業活動の促進、経済活性化に関する事業、を行います。

また、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業を行うことができます。具体的には①会員相互のコミュニティ形成、育成に関する事業、②会員相互の身近な生活課題の解決に関する事業、を行うことができます。

◇ 理事の責任

上記の趣旨を理解した上で、地域全体の街づくりの促進にむけて、積極的にリーダーシップを発揮して頂きます。なお、事業の執行に際しては独断で行うことなく、組織内において合意形成を図り、特定非営利活動促進法、当法人の定款・基準、理事会での決定事項等を遵守して進めて頂きます（理事は理事会において授権された範囲内でのみ当法人を代表しますので、当法人理事の名で、授権されていない行為を行うことはできません）。

◇ 監事の職務

①法人の財産の状況の監査

②理事の業務執行状況の監査

◇ 理事の職務

①理事会・総会への出席

- ・理事会は原則奇数月の第3土曜日に開催され、所要時間は概ね2～3時間です。
- ・総会は年1回6月中旬の土 or 日曜日に開催され、所要時間は概ね2～3時間です。

②担当事業の推進

- ・理事会において決まった担当事業（事前に希望する事業をうかがいます）に関して中心的に係わり、理事として責任を持って推進して頂きます。
- ・担当する事業により異なりますが、月1回程度の企画会議・打合せ等に出席して頂きます（日時は調整可能、e-mailによる代替もあり）。所要時間は概ね1～2時間です。事業実施当日には、必ずしも参加しなければならないものではありません。

③特任事項

- ・その他、理事会において特に決められた事項があれば、これを行って頂きます。
- ・他都市の再開発組合、まちづくり協議会等からの視察、各種取材への対応などがあります。年に3～5件程度です。

◇ 求める人物像(こんな方を求めています)

- ・コミュニティ活動の実績がある方
- ・小杉駅周辺再開発地域に対して提言のできる方